

地方自治法第199条第7項の規定に基づき、財政援助団体等監査を実施したので、同条第9項の規定によりその結果を公表する。

令和3年12月3日

徳島市監査委員	尾田正則
同	藤原晃
同	岡南均
同	土井昭一

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の対象

- 1 監査対象団体 徳島市職員互助会（財政援助団体）
- 2 所管部課 総務部 人事課
- 3 対象期間等 令和3年4月1日から8月31日までに執行した財政援助に係る出納その他の事務
- 4 監査対象団体の概要
 - (1) 目的 会員の相互共済及び福利増進を図ることを目的としている。
 - (2) 設立年月日 昭和38年4月1日
 - (3) 互助会会員 2,751人（令和3年4月1日現在）
 - (4) 事務所 徳島市幸町2丁目5番地 徳島市役所内
 - (5) 職員数 正規職員（市兼務職員）3名、嘱託員1名
 - (6) 徳島市からの交付金 21,537,310円（令和3年8月31日現在）
なお、交付金は互助会会員が負担する会費と同額とされている。

第2 監査の実施期間

令和3年9月16日から11月25日まで

第3 監査の方法

財政援助に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているかどうかを主眼として実施した。

監査を実施するに当たっては、あらかじめ様式を定めて必要な資料の提出を求めるとともに、関係職員から事務事業の概況について説明を受け、関係諸帳簿及び書類等に基づき、照会その他通常実施すべき監査手続で、原則として試査により実施した。

第4 監査の結果

徳島市職員互助会の財政援助に係る出納その他の事務の執行は、おおむね適正に処理されていたが、共済給付金の支給額の算定が適正でないものがあつた。当該指摘事項については、必要な措置を講じ、地方自治法第199条第14項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

なお、その他軽易な指摘事項については、口頭により所管部課に対し改善を求めた。